

第 16 回決済システムフォーラムの議事の概要

2014 年 5 月 16 日開催（於：日本銀行本店）

日本銀行

日本銀行は、「決済システムフォーラム」の第 16 回会合を 5 月 16 日（金）に開催した。本フォーラムは、わが国の決済システムを巡る実務面の諸問題について、決済システム関係者の方々と情報・意見の交換を行うことを目的として設置されている。今次会合では、日銀ネットの稼動時間の拡大など内外の決済システムを巡る動き、金融市場インフラ向けの国際基準を巡る動き、業務継続に関する話題をテーマとして、下記の議事次第に沿って議論がなされた（出席者リストは別添参照）。以下では、当日の議論の概要を取りまとめる。

議事次第

1. 開会挨拶
2. 金融市場インフラ等における最近の動向
3. 決済インフラの利便性・効率性向上に向けた取組み
 - (1) 新日銀ネットについて
 - (2) ASEAN+3 のクロスボーダー証券決済インフラに関する報告書
4. 決済インフラの安全性向上に向けた取組み
 - (1) 国債の決済期間の短縮化（T+1 化）に向けた検討
 - (2) 金融市場インフラ向けの国際基準を巡る主な動き
5. 業務継続に関する話題
 - (1) 日本銀行の業務継続体制と最近の取組み
 - (2) 全銀協の BCP に関する取組み

概要

1. 開会挨拶（日本銀行 木下理事）

本フォーラムは、わが国決済システムの安全性と効率性の向上に向けて、関係者が情報交換や意見交換を行う場として2000年に発足し、今回で16回目となる。グローバル金融危機以降、国際的には、規制強化や国際基準の整備等、決済システムの安全性向上に力点が置かれてきたが、決済システムのあり方を検討するうえでは、安全性だけでなく、その利便性・効率性も考慮することが重要である。

日本銀行では、新しい日銀ネットのサービス提供を本年1月から開始し、来年10月には全面移行する予定である。新日銀ネットでは、他システム等との接続性の改善や、稼働時間の拡大を可能とするアクセス利便性の向上により、金融取引のグローバル化や決済インフラのネットワーク化の一層の進展といった金融環境の変化に対応していくことを目指している。わが国決済の基幹インフラである新日銀ネットを最大限活用して頂くことを通じて、わが国決済全体の安全性・効率性の一層の向上、金融市場の活性化やエンドユーザーの利便性向上に役立てて頂きたいと考えている。

こうした観点から、日本銀行では、昨年夏には、「新日銀ネットの有効活用に向けた協議会」を設置し、本年3月には、その成果として、新日銀ネットの夜間利用を実現した場合の具体的な取引形態も示された報告書が公表されている。この協議会では、グローバルな金融取引の増加に伴うクロスボーダー決済の改善が大きなテーマとなった。こうしたクロスボーダー決済の改善については、ASEAN+3の下でも、域内のクロスボーダー証券決済のインフラ構築が検討されており、先日、報告書が公表されたところである。他方、決済システムの安全性向上に目を転じると、日本国債の決済リスク削減に向けては、2017年以降の速やかな実施を目指して、決済期間の短縮に関する議論が市場関係者の間で続けられている。また、決済システム向けの国際基準を巡っては、BIS・支払決済システム委員会（CPSS）および証券監督者国際機構（IOSCO）代表理事会による「金融市場インフラのための原則」（FMI原則）の実施状況や金融市場インフラ（FMI）に期待される定量的な情報開示の枠組み、FMIの再建・破綻処理計画に関する議論も進められている。さらに、決済システムの安定運行を巡っては、業務継続面での対応も引続き重要である。政府は、「首都直下地震」や「南海トラフ地震」に関する被害想定を公表のうえ、防災対策の枠組みを整備しつつある。決済システム運営主体では、有事においても「決済」機能を維持するため、こうした政府の取り組みを踏まえた業務継続体制の整備を進めることが大事であると考えている。

2. 金融市場インフラにおける最近の動向

金融市場インフラ等における最近の動向に関し、参加者より以下の説明が行われた。

(1) 資金決済インフラ

(i) 全銀電子債権ネットワーク

当社は、本年2月に開業1年を迎えた。この間の利用者の登録状況をみると、30万社以上に利用されており、登録社数は現在も増え続けている。また取扱高も増え続けており、発生記録請求件数は4万件超、月末残高については1兆円超となっている。

今後も電子記録債権の利用は増加を続けるとみられ、当社では、現在4万件程度の発生記録請求件数（月中）を10万件まで増加させることを目指し、今後とも電子記録債権の普及に努めていきたいと考えている。

(ii) 全国銀行資金決済ネットワーク

当社の運営する全銀システムの状況をみると、2013年度の為替（テレ為替）取扱高は13億8,127件、2,967兆55億円となっており、前年度比でそれぞれ1.4%、6.9%の増加となった。1営業日あたりの平均取扱高は564万件、12兆1,102億円となっている。RTGS決済を行っている金額1億円以上の大口内為取引をみると、件数ベースでは全体の約0.2%であるが、金額ベースでは約70%以上を占めており、決済リスクの削減に資しているといえる。

次に、全銀システムにおける新日銀ネット対応については、新日銀ネット第2段階稼働開始予定の2015年10月までの対応を目指し、順調に開発を進めている。最後に、全銀システムについて、当社では、本年4月、理事会の下にある経営企画委員会の下部に検討部会を設置し、中長期的な観点から全銀システムのあり方等について検討中である。特に、決済システムの高度化等を目指して、全銀システムの稼働時間の拡大や金融EDIの利用推進について議論を行い、年内の取りまとめを予定している。

(iii) 日本電子決済推進機構

当機構では、デビットカード（J-Debit）の普及・推進を行っている。2013年のデビットカード取引金額は4,859億円、取引件数は1,240万件となっているが、電子決済手段の多様化による競争が激しく、本年はほぼ横ばいの見込みである。

足許の動向をみると、取引実績第1位の家電量販店でのデビットカードの利用状況は、本年3月の取引件数が前年比+24%となり単価も上昇した一方、4月は前年比▲22%とな

り単価も下落している。これは、3月は消費税の増税前の駆け込み需要でデビットカードの利用が増加した一方、4月はその反動で利用の減少が見られているものであり、他の小売業種も同じような傾向が見られ、全般に想定の範囲内の動きである。

(iv) 日本マルチペイメントネットワーク運営機構

当機構は、官公庁や地方公共団体の収納機関と金融機関を共同のネットワークで結んだマルチペイメントネットワークにより実現するサービスである、「ペイジー」を運営している。本年、ペイジーは開業13年目を迎え、国や地方公共団体の取扱いを開始して10周年となる。この間、公共料金・税金等の収納に用いられる収納サービスの利用状況をみると、開業以降増え続けており、2013年度の総取扱件数は6,178万件、総取扱金額は9兆6,874億円と、前年比ではそれぞれ+10%程度、+15%程度の増加となっている。このうち、収納機関が国である割合は、件数ベースで約22%、金額ベースで約74.8%である。

収納サービスの導入状況をみると、金融機関では、ほぼ全ての先がペイジーに対応し、6万台を超えるATMでサービスを提供しているほか、国では関税局、国税庁、特許庁等、地方公共団体では68団体が導入している。当機構では、ペイジーの利用の一層の推進のため、官公庁との合同フェアの開催等を行っている。

(v) CLS 東京事務所

当行は、外為決済リスクの削減を目的とした多通貨間の資金の同時受渡し(PVP決済)サービスを提供している。足許の取組みとしては、昨年9月に米ドルおよびカナダドルの同日決済を行う北米セッションが開始され、今後さらにメキシコペソの追加が検討されている。これに続き、同日決済の欧州セッション導入の検討を開始し、早ければ2016年の開始を目標としている。同セッションでは、欧州6通貨(ユーロ、英ポンド、スイスフラン、スウェーデンクローナ、デンマーククローネ、ノルウェークローネ)、南アフリカランド、北米3通貨(米ドル、カナダドル、メキシコペソ)を対象に検討しているが、日銀ネットの稼働時間拡大も考慮しながら、日本円を加える可能性も探っている。

さらに、18番目の決済通貨として、ロシアルーブルの導入準備を進めている。本年4月からメンバー行およびノストロ行と各種テストを開始しており、新通貨導入基準の最終的な達成および関係当局の承認取得を条件に、本年11月の決済開始を予定している。また、通貨スワップの元本交換部分については、為替取引と同様に決済リスクが存在することから、今夏にも当該部分についてPVP決済のサービス提供を開始予定である。

(2) 証券決済インフラ

(i) 証券保管振替機構

まず、本年1月に完了したシステム更改へのご協力にお礼申し上げます。新システムは、現在正常に運行している。当機構からは、2014年度～2016年度の中期事業計画の要点について、3点ご説明したい。まず、同計画では、システム更改を終えたばかりでもあり、「安定的な業務運営の確保と安全性・利便性・効率性の高いサービスの提供」を挙げた。これを踏まえて、既存実務の見直し、各種法制・税制改正への対応、新日銀ネット構築の対応等を進めていく。

第2に、「事業基盤の更なる強化」である。当機構では、組織体制や財務運営等について、FMI原則や金融庁の「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」等を踏まえ、リスク管理の強化を図るほか、業務継続体制についても更なる強化を進めていく。

第3に、「わが国金融・資本市場の発展および国際的な活動への貢献」である。証券決済インフラとして、関係機関や監督当局と連携しつつ各種取組みに貢献するほか、国際標準化への参画や国際機関の活動への貢献も行っていく方針である。

(ii) クリアストリーム・バンキング・ジャパン

当社は、ルクセンブルクに本社を置く国際的な証券集中保管機関（ICSD）である。当社では、欧州市場インフラ規制（EMIR）等の国際的な規制対応やT2S等の国際的プロジェクトのサポートを行っているが、アジアでは人民元の利用が増えていることを踏まえ、オフショア市場における人民元の国際化のサポートも行っている。

一例として、本年4月、当社は台湾の証券集中保管機関（CSD）であるTDCCに直接参加者口座を開設した。当面は証券と資金の個別受渡し（FOP決済）のみに留まるが、将来的には台湾における人民元建てボンド（フォルモサボンド）の発行がさらに増加していくことを見据え、証券と資金の同時受渡し（DVP決済）を可能とすることも展望している。

(iii) ユーロクリア・バンク

当社は、ICSDとして、市場の安全性や健全性に目を配りつつ、機能的・効率的な担保管理サービスを提供している。とりわけ2012年からは、各国国内で流通している証券を担保としてグローバルベースで有効活用するための担保管理のプラットフォームとしてコラテラル・ハイウェイというサービスを提供している。

当社の決済システムは、ローカル市場とのリンクを重視し、本年初より東京時間の早

朝をカバーすべく稼働時間を拡大したほか、4月からは米国市場のカバー時間も拡大させている。また、コラテラル・ハイウェイの一環として、欧州各国の金融機関や決済機構等と連携し、顧客の各国内証券ポートフォリオ情報を自動的に吸い上げてグローバルの担保証券プールを構築し、そのプールから効率的な担保アロケーションを行うサービスの開発を進めている。米国でも、DTCCと合弁会社を設立し、米国証券のポートフォリオ情報を同様にグローバルな担保として活用する仕組みを計画している。このほかアジアでは、年内に香港で同様のサービスを開始するほか、今後は日本のマーケットでもサービス提供を検討していきたい。

(3) 清算機関

(i) 東京金融取引所

当社では、本年4月、本年度を初年度とする3年間の中期経営計画を公表した。当該計画においては、清算機関としての事業戦略と、清算機関に対する国際的な規制枠組みへの対応を掲げている。規制対応面では、FMI原則および「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」の遵守に向けた対応に加え、欧州の市場インフラ規制に基づく第三国CCPの認可申請を行っており、認可取得に必要な対応を進めている。また、米国においては個々の銀行が適格CCPとしての要件を確認することになっているため、米国の銀行に対する説明を行っている。今後、日本銀行からのアドバイスなども踏まえ、各種対応を進めていきたい。

(ii) 日本証券クリアリング機構

当社では、2010年1月に金融庁が公表した「金融・資本市場にかかる制度整備について」において、清算機関の利用拡大の必要性が示されたことを受け、信託銀行の当社への参加に向けた取組みを進め、本年6月から参加が実現することとなった。既に3行から参加申請を受けている。信託銀行の参加を実現するにあたっては、信託銀行と綿密な協議を行い、①信託取引専用のネットティング口座の設定とファンド毎の管理を行うためのサブアカウント機能の提供、②サブアカウントへのフェイル割当ルールの明確化と公表、同ルールに則った割当の実施、③当初証拠金所要額の増額ルールにおける信託向け基準の設定、④当初証拠金の算出時に複数のネットティング口座を合算可能とする制度整備等、⑤破綻時一括清算・差引計算の適用条件等の制度改定といった、信託銀行の特性に配慮した制度設計を行った。これに加え、信託銀行が参加するにあたっては投資家等の理解・承諾を得る必要があることから、本年1月にも信託協会との共催による投資家向け説明会を実施した。

また、当社側でも信託銀行の参加を実現するにあたって、必要なシステム開発を行い、

本年1月に完了した。今後、信託銀行の円滑な移行を図るため、信託銀行のレポ取引のロール分を債務引受対象に移行するほか、投資家の同意を得られた順にサブアカウント単位での移行（6月～10月）を予定している。信託銀行と清算参加者の間では、本年3月～4月にかけて、当社システムを利用した総合運転試験を実施した。

(iii) ほふりクリアリング

当社は、金融庁が公表した「金融・資本市場にかかる制度整備について」において、早急に取り組むべき課題として貸株取引にかかる証券決済・清算態勢の強化が挙げられたことを受け、貸株 DVP 決済の導入に向けた取組みを開始し、本年1月のシステムのリプレースに合わせ、貸株 DVP 決済を導入した。決済はこれまで順調に行われており、貸株 DVP の決済件数は一日あたり約 5,000 件、全 DVP 件数の 5%程度となっている。

貸株 DVP 決済の実現にあたっては、一般振替 DVP 制度の長所を生かしつつ、日々のマージンコールの授受等にかかる市場慣行を考慮した対応を行った。具体的には、①証券保管振替機構で保持している株式時価情報を利用し、決済照合システムで担保所要額を自動計算する機能、②貸株取引にかかる国債・株式担保の決済を行う機能、③利用者の計算した担保所要額と決済照合システムで計算した担保所要額の差異を調整するため、参加者決済金額を調整する機能、の3つの機能を構築することで貸株取引とその担保にかかる決済の DVP 化を実現している。決済リスクの削減のため、貸株 DVP 決済の定着に今後とも努めて参りたい。

(4) 取引情報蓄積機関・取引所

(i) DTCC データ・レポジトリー・ジャパン

当社は、金融市場インフラの一員として、店頭デリバティブ取引の報告業務を行っている。当初は、デリバティブ取引の性格も踏まえ、世界に一つの大きな取引情報蓄積機関を構築し、そこに各国当局がアクセスすることを考えていたものの、報告対象者や報告形態についての各国当局の意向がそれぞれ異なることから、現状では各国に合わせた形態でサービスを提供している。

日本では、昨年4月1日より業務を開始している。対象商品は法律で定められている通り、金利、為替、クレジット、株式関連店頭デリバティブ取引である。現在、当社と契約している金融商品取引業者は 35 社であり、当社への取引報告件数は昨年4月～12月の9か月間で、約 3,200 万件（一営業日あたり約 20 万件）である。今後の課題としては、世界各地でのサービスの標準化を可能な限り進めていく一方、各国当局の要請に応じられるよう柔軟にシステムを開発し、店頭デリバティブ市場の透明性向上に貢献し

ていきたい。

(ii) 東京証券取引所

日本取引所グループ（JPX）は、現物株式に強みをもつ東京証券取引所と、デリバティブ取引に強みをもつ大阪証券取引所が昨年1月1日に経営統合して発足した。その後、市場機能の統合を段階的に行うため、昨年7月には現物市場を東証に集約するとともに清算機能を日本証券クリアリング機構に集約した。こうした統合と集約により、証拠金を一元的に算出・管理することで参加者の資金負担や事務負担の軽減にも貢献している。また、本年3月にデリバティブ市場を大阪取引所に集約し、幅広いデリバティブ商品を同一プラットフォームで取引可能とした。これらの対応は、JPXの設立目標である国際競争力強化に向けた第一歩である。なお、JPXの取引市場は、商品や投資家の違いに応じて分かれているが、グループ内の取引の清算は全て日本証券クリアリング機構で行われている。

3. 決済インフラの利便性・効率性向上に向けた取組み

(1) 新日銀ネットについて（日本銀行）

日銀ネットは1988年に稼働を開始し、これまで25年以上にわたり安定稼働を実現してきた。新日銀ネットでは、①最新の情報処理技術の採用、②変化に対して柔軟性の高いシステムの構築、③アクセス利便性の向上、といったコンセプトに基づき、抜本的なシステムの見直しが行われている。新日銀ネットの開発は2段階で実施しており、第1段階では、オペ・国債の入札や国債系オペの受渡関連業務について、本年1月6日に稼働を開始した。第2段階では、その他全ての業務機能について、2015年10月13日の稼働開始を予定しており、今後、利用先にも参加して頂きつつ各種試験を進めていく。総合運転試験は2015年5月～8月にかけて実施される予定であり、ご参加頂く皆様にはご負担をお掛けするが、実りある試験となるようご協力をお願いしたい。

新日銀ネットの稼働時間に関しては、昨年7月、朝方の稼働開始時刻を前倒し（通常日8時半～、月末日7時半～）するほか、国債決済の終了時刻を当座預金取引に合わせて19時まで延長する（現状は16時半）旨を公表した。また、全利用先が参加するコアタイムを設け、コアタイムの開始前・終了後の利用は、各利用先の任意とした。19時以降の稼働時間拡大については、昨年8月に日銀ネットの利用先や業界団体をメンバーとする「新日銀ネットの有効活用に向けた協議会」を設置し、議論を行った。協議会では、稼働時間の拡大により海外市場との決済時間帯の重なりが増え、クロスボーダーの資金証券決済が迅速化すれば、決済リスクの削減が図られるほか、資金・担保効率が向上し、わが国決済全体の安全性や効率性の向上等に資するとの認識が共有された。夜間

取引の具体例としては、①グローバルベースでの日本国債の有効活用、②海外との円建て顧客送金の迅速化が挙げられ、実現に向けた実務的な論点が検討された。今後のロードマップとしては、フェーズⅠ（新日銀ネット第2段階稼働開始の近辺からフェーズⅡまでの間）において21時まで稼働時間を拡大し、フェーズⅡ（稼働開始後、国債決済期間の短縮化や各種金融規制が完全適用される次期以降）では、米国市場とのオーバーラップも視野に入れた更なる稼働時間の拡大を検討することとなった。

日本銀行では、協議会での議論を踏まえ、本年3月、新日銀ネット第2段階の稼働開始当日から一定期間経過後に、21時まで稼働時間を拡大する方針を公表した。今後も、各利用先において夜間利用の実現に向けた検討を継続することとなっている。また、各利用先が、アジアや欧州の現地金融機関や顧客に対して夜間の決済サービスを周知していくことが有効であるほか、海外清算機関や取引相手等に対し、稼働時間拡大のもとでの取引実務の見直しを働きかけていくことも必要と考えられる。日本銀行としても、協議会のフォローアップ会合等を通じ、こうした金融機関の取組みをサポートしていく方針である。

（2）ASEAN+3 のクロスボーダー証券決済インフラに関する報告書（日本銀行）

ASEAN+3（日中韓）では、アジア域内に効率的で流動性の高い債券市場を育成するための取組みを推進しており、その一環として、債券市場を支える決済インフラを域内に整備するべく、各国の中央銀行と証券決済システムの運営主体からなる「クロスボーダー決済インフラ・フォーラム」を設置し、域内決済インフラの構築モデル等に関する検討を進めてきた。こうした中、5月3日に開催された ASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁会議において、同フォーラムでの検討結果を取りまとめた報告書に沿って、域内各国の証券・資金決済システムを国境を跨いで接続させる方向性が合意された。

同報告書の概要を紹介すると、まず、域内決済インフラの構築モデルとして、「アジア ICSD」、「CSD リンク」、「CSD-RTGS リンク」の3つのモデルが比較されている。「アジア ICSD」は、銀行機能を有する国際的な証券決済システムをアジアに新たに設立するモデルであるが、決済の安全性やコスト面の課題が指摘されている。「CSD リンク」は、各国の証券決済システムを相互に接続するモデルであるが、このモデルも決済の安全性の面で課題があると評価されている。これらに対し、「CSD-RTGS リンク」は、各国の CSD と中央銀行の資金決済システム（RTGS）に、それぞれゲートウェイ（メッセージ変換等を行う小型装置）を設置し、コストを抑制しつつ相互に接続するモデルである。このモデルは、例えば、現地債券を担保に外貨を調達するクロスカレンシーレポ取引について、中央銀行マネー（中央銀行における口座振替）を用いて DVP 決済することを可能にするものであり、効率性や決済の安全性の面などから、有力モデルとされて

いる。次に、こうしたモデルに関する議論を通じて、既存の決済インフラを最大限活用することや、可能な限り資金決済に中央銀行マネーを利用することなど、域内決済インフラの構築にあたって遵守していくべき8つの基本原則が策定されている。最後に、同フォーラムは、「CSD-RTGS リンク」を域内に構築していくことなど、4つの勧告を行っており、今後、「CSD-RTGS リンク」のシステム要件等の検討や、実施ロードマップの策定を行っていくこととしている。

日本銀行としては、各国の中央銀行等と協力して具体化を進めていく方針であるほか、国内関係者とも連携していきたいと考えている。

(3) 自由討議における発言

三菱東京 UFJ 銀行からの発言

新日銀ネットの稼働時間拡大については、わが国金融市場の競争力強化および日本国債の有効活用の観点から、海外市場との決済時間帯の重なりを広げていくという意義がある。他方、民間金融機関のシステム対応も相応にあるため、そうした面にも配慮をお願いしたい。まずはコアメンバーから始めることとし、他のメンバーも市場の状況をみながら早期に対応できるよう努力していくことが重要である。

ASEAN+3 のクロスボーダー証券決済インフラについても、日本国債を有効活用していくうえでは重要であり、必ずしも外貨の資金ポジションが潤沢でない中、日本国債を用いたクロスカレンシーレポによる外貨調達を行うにあたって、中央銀行の資金決済システムをリンクさせる CSD-RTGS リンクが実現されれば、私どもにとって大変ありがたい。実現に向け、当行としても可能な限りサポートをさせて頂きたい。

ユーロクリア・バンクからの発言

現在、日本国債は主に本邦内で保有されているが、日本国債のグローバルベースでの活用を展望するには、今後、海外において、日本国債を保有したい、担保として取ってもよいと考える市場参加者が増えていくことが必要である。そのためには、非居住者にとって障害となり得る、税制面や国債振替決済制度の参加資格等の制度面の対応についても、インフラ面と併せて検討を働き掛けていくことが重要である。

4. 決済インフラの安全性向上に向けた取組み

(1) 国債の決済期間の短縮化 (T+1 化) に向けた検討 (日本証券業協会)

国債の決済期間の短縮化は、「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グ

ループ」が中心となり検討が進められている。既に 2012 年にアウトライト取引、SC レポ（資金を担保とした特定債券の調達）取引の T+2 化、および GC レポ（債券を担保とした資金調達）取引の T+1 化を実施しており、今後、アウトライト取引、SC レポ取引の T+1 化、および GC レポ取引の T+0 化を 2017 年以降速やかに実施することを予定している。アウトライト、SC レポ取引の T+1 化については、約定日当日中にポストトレード処理を完了させる必要があり、今後、幅広い参加者と対応方針の整理が必要である。GC レポ取引の T+0 化については、決済日午前中に GC レポの約定を行うことが可能となるような環境を整備するため、「銘柄後決め方式」の検討を進めている。当該方式は、米国のトライパーティ・レポ取引に類似したもので、約定時点では資金調達額のみ決めておき、その後約定済みの GC レポに在庫玉の銘柄を割り当てていく手法である。銘柄割当を行う新たな役割は、新たに構築する「担保管理インフラ」の機能を通じて、日本証券クリアリング機構に担ってもらおう方向で検討を進めている。

本 WG には、幅広い市場関係者の参加の下、WG の下部組織としてフロントおよびバックの実務家で構成する検討会を設け、実務的な検討を行っている。また、WG での検討と並行し、昨年 6 月、野村総合研究所（NRI）に調査・分析を依頼し、NRI は、本年 3 月、短縮化の課題の整理や実現に向けた方策についての報告書を取りまとめた。今後 WG では、同報告書も踏まえ、本年 6 月を目途に、決済期間短縮化の実現に向けた課題の整理及び解決策をグランドデザイン（暫定版）として取りまとめ、幅広い市場参加者への周知・意見募集を行う予定である。その後、本年 9 月を目途に確定版を取りまとめることとしている。市場関係者には、グランドデザインの確定版に基づき、業務プロセスやシステム面の対応を進めて頂くことになる。今後の課題としては、①アウトライト取引、SC レポ取引については、市場共通のタイムスケジュールや STP 化（取引の起点から最終決済までのプロセスの一貫処理）の促進といった方向性についての合意の形成、②銘柄後決め方式の GC レポ取引については、非 CCP 利用取引の取扱い、ターム物取引に必要な機能（サブステイテューション等）、取引形態の標準化（新現先/現担への一本化）、銘柄割当の方法についての方向性の決定、が挙げられる。

（2）金融市場インフラ向けの国際基準を巡る主な動き（日本銀行）

金融市場インフラ向けの国際基準を巡る主な動きとしては、①FMI 原則の国内実施状況についての国際的なモニタリング、②FMI の再建に関するガイダンス、③FMI による定量的な情報開示基準、の 3 つがある。

①については 3 段階あり、レベル 1 は FMI 原則の実施を可能とする国内法・規制枠組みの整備状況の確認、レベル 2 は国内法・規制枠組みの中身と FMI 原則との整合性の検証、レベル 3 は個別 FMI における実施状況の検証となっている。レベル 1 につい

ては昨年 8 月に CPSS-IOSCO が報告書を公表し、日本は枠組みを整備済みとの評価である。現在はレベル 2 に関する作業に取り掛かっている。

②については、CPSS-IOSCO において、例えば FMI の参加者が破綻し、財務資源が足りなくなる場合等を想定し、FMI の再建に関するガイダンスの策定を行っている。現在、報告書の市中協議を経て、最終化作業を行っている段階である。日本銀行としては、報告書の内容がわが国の法制上認められている各種の手段と不整合とならないよう、金融庁とも協力しながら国際的な議論に参画してきたところである。また、FMI の再建がうまくいかずに破綻するという最悪のケースも想定した議論が金融安定理事会（FSB）を中心に行われており、FSB の金融機関向けの破綻処理に関する文書（「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」）を FMI に適用する際の特則について、現在、最終化作業を行っている。

③は、FMI 原則上、FMI に求められている情報開示について、その開示基準を具体化するものである。現在、CPSS-IOSCO において清算機関向けの定量的なリスク量等のテンプレートを作成中であり、市中協議を経て最終化作業を行っている。

（3）自由討議における発言

三菱東京 UFJ 銀行からの発言

国債決済期間の短縮化については極めて重要なプロジェクトだと考えている。本件は決済の安定化やリスク削減に資することは当然ながら、参加者の流動性向上により、国際競争力の強化にも非常に有効と考えている。日本は現先取引と現担レポ取引が併存している特殊な市場であるが、その点についても今回 WG で検討していかれるとのことで、非常に意欲的だと感じる。日本は時差の関係で他国に比べ決済時間が早めに終わってしまうため、非居住者の決済がうまくできないということが市場では言われてきた。今後の T+1 のプロジェクトと新日銀ネットの稼働時間拡大による非居住者のフェイルの解消等が組み合わさることにより、非居住者の決済の問題に対応可能となるのではないかと期待している。政府が国際競争力の強化を謳う中、両者とも日本円のグローバル化・国際化に向けた非常に良い取組みだと思う。我々も微力ながら貢献していきたい。

DTCC データ・レポジトリ・ジャパンからの発言

国債の決済期間短縮化に向けた検討において、数年前から課題となっていた手元流動性の確保については、トライパーティ・レポの仕組みがないということが一つのネックであると考えていた。今後、国内の国債市場でトライパーティ・レポの仕組みができ、アジアでも ASEAN+3 の CSD-RTGS リンクが実現し、米国のような日中与信の問題も

RTGSにより解消されると仮定すると、アジアでも日本国債の担保としての価値が上がり、使われずに寝ている日本国債が有効活用されるようになる。また、ユーロクリアでもコラテラル・ハイウェイが検討されているとのことであり、こうした将来的な進展に期待している。

クリアストリーム・バンキング・ジャパンからの発言

当社ではグローバル・セキュリティ・ファイナンスという担保管理に関するサービスを提供し、トライパーティ取引、CCP入担管理、Discount Window Borrowing担保管理等の取引のハブとなっている。証券の取引形態の国際的な標準化には非常に難しい面があるが、NRIの報告書で指摘された日本国債の取引形態の標準化は、日本国債を国際化する上で大変重要な課題であると考えている。当社でもブラジル、カナダ、オーストラリアなど7か国のCSDに対し、担保計算のサービスを提供しているが、現地法制と国際規制との整合性が大きな課題となっている。

5. 業務継続に関する話題

(1) 日本銀行の業務継続体制と最近の取組み（日本銀行）

日本銀行では、地震、テロ、感染症等の災害を業務遂行に影響を及ぼす脅威として想定する一方、業務継続体制の構築・整備にあたっては、こうした災害の発生により日本銀行の経営資源（職員、建物、日銀ネット等のシステム等）が受け得る被災内容に着目し、被災想定に応じた業務継続手段を構じるアプローチを採っている。

具体的には、例えば、①本店の機能は維持されているが、電算センターが機能不全に陥った場合、②電算センターの機能は維持されているが、テロ等により本店への立入が一時不能となった場合、③本店・電算センターともに機能不全となり、かつ東京・大阪間の通信が途絶した場合、④本店・電算センターの機能は維持されているが、新型インフルエンザ等の発生により役職員が出勤困難となった場合といった形で、被災想定を場合分けしている。そのうえで、①の場合には日銀ネット等のシステムの大阪バックアップセンターへの切替えにより、②の場合には本店以外の拠点の使用により、③の場合には大阪バックアップセンターへのシステムの切替えや大阪支店への本部機能の一部移管により、必要最低限の業務を継続し得る体制を整備してきている。④の場合には、必要に応じ業務の段階的な絞り込みや交替制勤務等により対応していくことを想定している。

日本銀行では、こうしたアプローチの下、想定されている災害だけでなく、想定外の事象の発生にも柔軟に対応し得る業務継続体制の整備に努めている。

(2) 全銀協のBCPに関する取組み(全国銀行協会)

全銀協は、銀行業界の業務継続態勢の整備・向上に向けて、東日本大震災以降、2012年度、2013年度と震災対応にかかる訓練を実施している。

2012年度は、首都直下型地震が発生した場合に、電力・通信の社会インフラやATMの保守・警備等の外部委託先の機能が低下したシナリオを想定し、金融機能の維持という観点から、初動対応や業務継続対応にかかる訓練を実施した。机上を中心とした訓練ではあったが、全銀協として業界横断的に震災対応にかかる訓練を行ったのはこれが初めてであり、基礎的な事項について確認できたほか、本訓練での課題の抽出・整理を行った。

2013年度は、前年の課題を踏まえ、訓練内容の高度化と実効性検証の観点から、対策本部の初動対応および安否確認にかかる実働訓練を実施した。対策本部の初動対応訓練については、会員152行のほか金融庁、日本銀行の参加も頂いて実施した。訓練シナリオでは、自行本店所在地で震度6強の地震の発生を想定し、①対策本部構成員の参集、②対策本部の設営、③金融庁・日本銀行への被害状況報告、を行った。対策本部構成員の参集については、構成員として各行で指名されている方約3,000人が参加した。安否確認訓練については、契約・派遣社員等を含む役職員の安否確認を行ったが、延べ約44万人が参加し、このうち正社員は約32万人が参加した訓練となった。

対策本部初動対応訓練では、対策本部構成員参集完了時間や設営完了時間、金融庁・日本銀行への報告手続完了時間の計測を行ったほか、安否確認訓練では最終安否確認率の計測などを行った。訓練結果を取りまとめて、会員行に還元することにより、各行の態勢整備の一助になるものと考えている。今後も訓練を継続し、銀行業界全体の業務継続態勢の整備・向上に取り組んで参りたい。

以 上

(別添)

第16回 決済システムフォーラム出席者（敬称略）

岩本 秀治	全国銀行協会 理事・事務システム部長
上杉 幹人	東京金融取引所 清算決済部長
加藤 浩司	全国銀行協会 事務システム部 CDセンター所長
木森 隆	クリアストリーム・バンキング・ジャパン 代表取締役
河野 秀喜	証券保管振替機構 総合企画部 部長
小島 信一	ほふりクリアリング 業務管理部長
小須田 良	ユーロクリア・バンク東京駐在員事務所 在日代表
小林 正毅	三井住友銀行（全国銀行協会事務委員会委員長行） 事務統括部 手続企画グループ長
佐藤 正寿	全国銀行協会 事務システム部 東京手形交換所所長
鈴木 光一	日本マルチペイメントネットワーク運営機構 事務局長
鈴木 直登	三菱東京UFJ銀行（全国銀行協会会長行・短期金融市場取引活性化 研究会幹事） 円貨資金証券部 調査役
鈴木 正己	日本証券業協会 企画部 次長
諏訪 綾子	全国銀行協会 事務システム部 外国為替円決済制度管理室室長
高倉 裕一	全銀電子債権ネットワーク 執行役
竹内 一正	日本電子決済推進機構 事務局長
中里 和義	全国銀行協会 企画部 次長
細村 武弘	東京証券取引所 決済管理部 統括課長
松本 幸一郎	日本証券クリアリング機構 国債店頭取引清算部長
松本 康幸	全国銀行資金決済ネットワーク 事務局長
宮崎 誠	CLS東京事務所 マネージング・ディレクター
森 剛敏	三菱東京UFJ銀行（全国銀行協会会長行・市場国際委員会委員長行） 決済事業部 次長
竜石堂 征司	DTCCデータ・レポジトリー・ジャパン 代表取締役社長

(日本銀行からの出席者)

木下	信行	理事		
青木	周平	決済機構局長		
水野	正幸	決済機構局	審議役	
岩下	直行	決済機構局	参事役	
播本	慶子	決済機構局	決済システム課長	
桑原	康二	決済機構局	業務継続企画課長	
白神	猛	決済機構局	決済システム課	企画役
徳高	康弘	決済機構局	決済システム課	企画役
西澤	裕之	決済機構局	決済システム課	企画役

以 上